

ハローワーク もりおか

令和4年12月 No.591

事業主の皆さまへ

令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年12月～令和5年3月の具体的な助成内容は下記のとおりとなります。

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

12月以降通常制度とするとともに、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置（支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等）を設ける。

雇用調整助成金等 (括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合) (※1)

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年1月	令和5年 2～3月
中小企業	原則的な措置 (※2、5)	4/5 (9/10) 8,355円	2/3 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5 (10/10) 12,000円	-	
	特に業況が厳しい 事業主(※6) (経過措置)	-	2/3 (9/10) 9,000円	-
大企業	原則的な措置 (※2、5)	2/3 (3/4) 8,355円	1/2 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5 (10/10) 12,000円	-	
	特に業況が厳しい 事業主(※6) (経過措置)	-	1/2 (2/3) 9,000円	-

休業支援金等

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年3月
中小企業	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	-
大企業 (※7)	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	-

- (※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※2) 生産指標が前年同期比（令和5年3月までは、令和元～4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主。なお、令和4年12月以降に対象期間が1年を超える事業主については業況を再確認する。
- (※3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。
重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※4) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

(注1) 注釈中の下線部は経過措置。

- (※5) 令和4年12月～令和5年3月について、※2の措置のほか以下の措置を講じる。
 - ・クローリング期間制度（直前の対象期間満了日の翌日から1年経過するまで新たに受給できない制度）を適用しない。
 - ・クローリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。
 - ・その他、申請書類の簡素化等の特例を継続する。
- ・これまでコロナ特例を利用せず、令和4年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行う。
- (※6) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。
- (※7) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※8) 休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ（左記※3）。
なお、地域特例については月単位での適用とする。
(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象)

【お問い合わせ先】 岩手労働局 職業対策課分室 助成金相談コーナー
☎ 019-606-3285 (代表)

もくじ

- 令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について…………… 1
- 求人申込みには、「求人者マイページ」をぜひご利用ください…………… 2
- 求人者マイページ登録を行い、求人申込みを行うための操作手順…………… 3
- 「新農業人フェアinいわて」を開催します…………… 4
- 最近の求人求職のうごき…………… 4

求人申込みには、

求人者マイページ

をぜひご利用ください!

求人者マイページとは？

事業主の皆様の採用活動等の利便性を向上させるため、令和2年1月に開設された求人者サービスをオンラインで受けられる事業所向け専用ページです。

ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。

マイページのメリット

- 来所せず、会社のパソコン等で求人申込みができます。大卒等・高卒求人申込みも可能です。
- 過去の求人履歴を利用して、新たな求人申込みができます。
※令和2年1月以降に受理した求人に限ります。
- 有効求人の変更ができます。
- 有効求人や無効求人が確認できます。
- 求人の応募状況が確認でき、HWへの選考結果連絡や求人取消等の連絡ができます。
- 求職公開をしている求職者の情報を検索でき、求職者の方へ直接「リクエスト」ができます。
- 応募者との間で、面接日の調整や選考結果等の連絡ができます。
- 建物外観や作業風景など「画像情報」の登録、削除ができます。

求人者マイページ開設とご利用

「求人者マイページ」のご利用には、アカウント登録用のメールアドレス（事業所内で共有可能なメールアドレスが望ましい）が必要です。

- マイページ開設後にはログインできるアカウントを10個まで追加できますので、採用担当者が複数いる場合には、追加しておくくと便利です。
- パソコンでもスマートフォンでも、ご利用が可能です。
※マイページを利用するために必要な動作環境があります（詳細はお問い合わせください）。
- ご利用可能時間：24時間（メンテナンス時間を除く）

※マイページ開設手続き等の詳細については、お問い合わせください。ご希望があれば、ハローワークの職員が開設の支援を行います。

【お問い合わせ先】

ハローワーク盛岡 求人企画部門

TEL：019-624-8905

※マイページサービスの詳細について、ハローワーク

インターネットサービスでもご覧になれます。

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



求人者マイページ登録を行い、求人申込みを行うための操作手順

〈ハローワーク盛岡でアカウントの登録後〉

1. パソコンまたはスマートフォンで「**ハローワークインターネットサービス**」へアクセス

ハローワークインターネットサービス **検索** をクリック

2. **求人者マイページ開設 (パスワード登録)** をクリック

3. 「プライバシーポリシー」「マイページ利用規約」に同意します。 **次へ進む**

4. メールアドレスの入力 (パスワード登録申込) **次へ進む**

※ハローワークで登録したメールアドレスを入力

5. パスワード登録 (半角数字、英字、記号を組み合わせると8桁以上32桁以内)

→認証キー入力 (4.で登録したメールアドレスに認証キーが届きます (50分有効))。

画面を閉じないで認証キーをチェック)

→ **完了**

→パスワード登録完了 **ログイン画面へ進む**

上記1~5が完了すれば求人者マイページが開設され、過去の求人情報を転用し、新たに求人情報を登録できます。(効率性が大幅にアップ!)

※転用可能な求人は令和2年1月以降に受理した求人に限ります。

※有効求人、無効求人ともに転用可能です。

6. 求人者マイページホーム **新規求人情報を登録** をクリック

※過去の求人情報を転用する場合は、転用可能な求人一覧から転用希望の求人情報を選択し、**この求人情報を転用して登録** をクリック

7. **1 求人区分等** ~ **8 選考方法** までを入力

8. (画面右下) **完了** をクリック

ご不明な点は、ハローワーク盛岡(TEL.019-624-8905)までお問い合わせください。なお、マイページ入力の操作方法でご不明な場合、ハローワークから画面を見ながら操作方法の説明ができませんので、

専用ヘルプデスク 0570-077450 へお問い合わせください。

(土日祝除く9:30 ~ 18:00)

岩手で夢をかなえよう！ 農業を始めたい人の相談会 「新農業人フェアinいわて」を開催します

岩手県(岩手県農業経営・就農支援センター)では、岩手県で農業を始めたい方等を対象に、県内最大規模の就農相談会「新農業人フェアinいわて」を開催します。

県・市町村・農業法人等に直接相談できるほか、

先輩農業者の事例発表などもあります。(事前予約不要)

【開催日時】 令和5年1月14日(土) 13:00~16:00(受付12:30~)

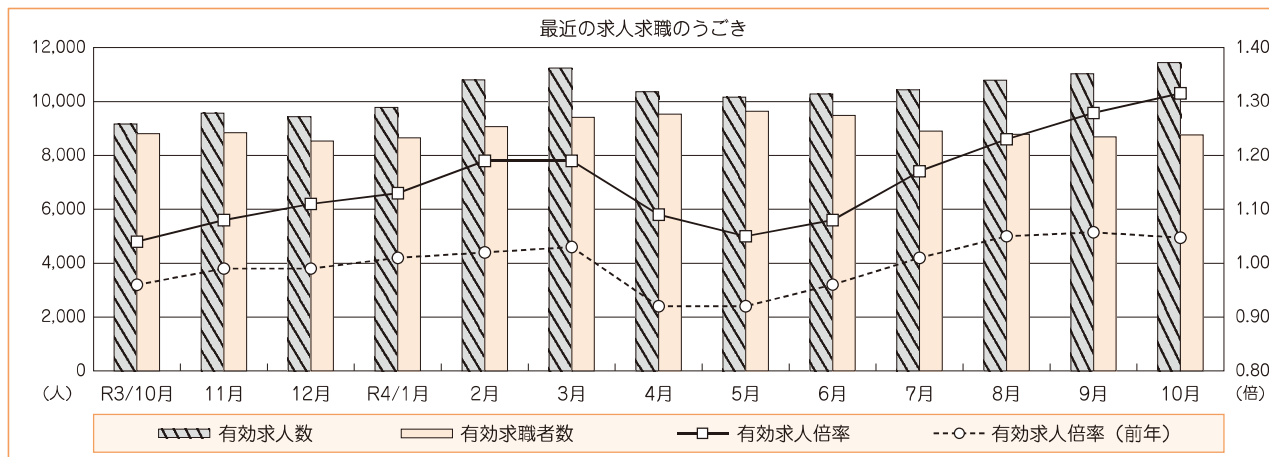
【開催場所】 アイーナ 8階 [804会議室] (盛岡市盛岡駅西通1-7-1)

【実施内容】 ・新規就農セミナー (13:00~13:30)
(就農支援情報の紹介、新規就農事例発表)
・個別相談会 (13:00~16:00)
(求人及び農業研修、就農支援及び相談)

【お問合せ】 岩手県農林水産部農業普及技術課普及担当 盛岡市内丸10-1 (☎019-629-5654)



最近の求人求職のうごき



	R3/10月	11月	12月	R4/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	前年同月比
新規求人数	3,548	3,628	3,129	3,981	4,365	4,076	3,540	3,708	3,737	3,891	3,881	3,868	4,530	27.7%
有効求人数	9,169	9,572	9,436	9,779	10,801	11,240	10,360	10,165	10,279	10,433	10,791	11,034	11,443	24.8%
新規求職者数	1,776	1,779	1,547	1,985	2,169	2,234	2,589	2,130	1,881	1,724	1,732	1,723	1,914	7.8%
有効求職者数	8,814	8,843	8,533	8,654	9,070	9,411	9,534	9,641	9,488	8,908	8,787	8,688	8,761	▲0.6%
新規求人倍率	2.00	2.04	2.02	2.01	2.01	1.82	1.37	1.74	1.99	2.26	2.24	2.24	2.37	0.37p
有効求人倍率	1.04	1.08	1.11	1.13	1.19	1.19	1.09	1.05	1.08	1.17	1.23	1.27	1.31	0.27p
有効求人倍率(前年)	0.96	0.99	0.99	1.01	1.02	1.03	0.92	0.92	0.96	1.01	1.05	1.05	1.04	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

開庁時間 平日 10:00~18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00~17:00

盛岡新卒応援ハローワーク(1F)

わかもの支援コーナー(1F)

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

職業相談コーナー(2F)

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー(2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

就職氷河期世代専門窓口(2F)

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

職業訓練相談コーナー(2F)

TEL 019-606-2256 FAX 019-908-2062

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911 FAX 019-687-6912



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>